

三木市クールチョイス推進事業支援業務委託仕様書

第1章 総 則

1 業務の名称

三木市クールチョイス推進事業支援業務委託

2 業務の目的

本市は国が掲げる 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、三木市環境総合計画(2021 年 4 月策定)において 2050 年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを明記した。本目標達成のためには、まず市内の地球温暖化対策に関する意識の醸成や機運を高めることが重要であり、その手法の一つとして国が提言する「クールチョイス(地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動)」に賛同したところである。本業務は市民や事業者が自発的に地球温暖化対策に資する取り組みを实践できるよう、クールチョイスの考え方や取り組み内容を広く啓発し、意識の醸成や機運を高めることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和 4 年 1 月 31 日まで

4 本市の取り組み状況の概要

令和 3 年 4 月 28 日 三木市としてクールチョイス宣言

令和 3 年 5 月 7 日 令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業)申請

令和 3 年 6 月 3 日 当該補助金採択決定

5 業務の内容

第 2 章に示すものとする。

なお、業務の受託者は、仕様書に明記なき事項であっても必要な事項については、本市と協議の上、決定するものとする。

6 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、条例、規則、細則、規準等に従うものとする。

7 中立性の義務と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守すると共に、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者にもらしてはならない。

8 業務管理

受託者は、主任技術者をもって業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。

- (1) 受託者は、業務における主任技術者を選任し、本市に届出、承認を得なければならない。
- (2) 主任技術者は、本仕様書に基づき、業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 主任技術者は、業務を遂行するうえで技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

9 疑義の解決

受託者は、業務の着手に先立ち、本市担当者と十分な協議を行うものとするが、履行途上いずれかに疑義が生じた場合は適宜連絡を取り合い、協議を行ったうえ本市の指示に従うものとする。

10 資料の貸与

発注者が所有している資料で、業務に必要なものは受託者に貸与する。この場合、貸与された資料リストを作成し、業務完了までに返納するものとする。

11 議事録の作成

受託者は、打ち合わせ及び協議等の都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、速やかに発注者に提出し、確認を受けなければならない。

12 成果品の検査と納品

受託者は完了に際し、本市担当者による成果品検査を受けるものとする。

なお、納品後成果品内容に誤記、誤算があった場合は速やかに訂正し再提出しなければならない。

また、成果品に関しての著作権及び所有権は本市に帰属する。

13 届出等

- (1) 受託者は、業務の着手に際し次の書類を本市へ提出するものとする。

ア 業務着手届

イ 業務工程表

ウ 主任技術者選任届

- (2) 受託者は業務の完了に際し、次の書類を本市へ提出するものとする。

- ア 業務完了届
- イ 納品書
- ウ 請求書

14 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1)業務実施報告書（該当補助金の報告書にて必要となる項目を網羅したもの）
- (2)本業務で作成した各種原稿データ及び製品等
- (3)その他、検討経緯や打合せ等の資料や記録

15 その他

- (1)事業の実施にあたっては、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）交付規程及び公募要領の内容を十分理解したうえで行うこと。
- (2)三木市環境総合計画の基本目標の一つである「地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち」の趣旨を理解し、業務に反映するよう努めること。
- (3)打合せや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

第2章 業務内容

1 セミナー（出前講座）開催業務

クールチョイスや地球温暖化対策に資する内容を題材とした市独自のテキストを作成し、そのテキストを活用して、市民や事業者、小中学生及びPTAを対象としたセミナー（出前講座）を開催する。

(1)市独自のテキストについて

- ア テキスト作成においては市独自のものとなるよう内容や構成を検討し、誰が見ても理解しやすいテキストを提案すること。
- イ テキストはカラーでA4サイズ20ページ程度の冊子を1,000部作成すること。
- ウ テキストは冊子だけではなく、WEB上で活用できる形式を検討すること。
- エ テキストは9月末までに完成させること。

(2)市民向けセミナーについて

- ア セミナーの講師をすること。
- イ 各地区公民館等(市内10地区)において開催を予定している。
- ウ 受講者は20～30名を想定し、90分程度のセミナーを実施すること。
- エ セミナーの内容と進め方について検討し提案すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面開催ができなかった場合は代替案を検討し、提案すること。

(3) 事業者向けセミナーについて

- ア セミナーの講師をすること。
- イ 三木市吉川町とそれ以外の地域において開催を予定している。
- ウ 受講者は20～30名を想定し、90分程度のセミナーを実施すること。
- エ セミナーの内容と進め方について検討し提案すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面開催ができなかった場合は代替案を検討し、提案すること。

(4) 小・中学生及びPTA向け出前講座について

- ア セミナーの講師をすること。
- イ 希望する小・中学校で開催を予定している。
- ウ 参加人数や開催場所に対応したセミナーの内容と進め方について検討し提案すること。
- エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面開催ができなかった場合は代替案を検討し、提案すること。

(5) 効果検証について

上記の(2)～(4)の業務においてアンケート調査等を実施し、参加者の意識変化など、事業効果の検証を行うこと。

2 取組促進業務

既にクールチョイスや地球温暖化に資する取り組みを実施している市民や事業者を紹介し奨励するとともに、市民や事業者がクールチョイスに取り組んでみたいと思える仕掛けを検討し、取り組みを促進する。

- ア 既にクールチョイスや地球温暖化に資する取り組みを実施している市民や事業者へのインセンティブを検討し、提案すること。
- イ 市民や事業者がクールチョイスに取り組んでみたいと思える仕掛けを検討し、提案すること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イベント出展等が行えなかった場合の代替案を検討し、提案すること。

3 啓発・普及業務

クールチョイスや地球温暖化に資する内容を市内に広く啓発するとともに、市民や事業者の連携のもと取り組みの普及を目指す。

(1) 啓発用懸垂幕及び横断幕の作成

- ア クールチョイスを啓発するためのデザインを検討すること。
- イ 幅900mm×高さ9,500mmの懸垂幕を2枚作成すること。
- ウ 幅3,600mm×高さ400mmの横断幕を2枚作成すること。
- エ 懸垂幕及び横断幕は継続して屋外で使用することを想定し、使用に耐える素材等で作成すること。

(2)啓発用ポスターの作成

ア クールチョイスを啓発するためのデザインを2種類以上検討すること。

イ ポスターはB2サイズで作成し、カラーで200枚作成すること。

(3)啓発用パネルの作成

ア 特設コーナーで掲示することを想定し、内容の検討及びデザインを検討すること。

イ 同様のものを3セット作成すること。

(4)広報みき特集原稿の素案作成及びデザイン

ア 広報12月号に特集記事として見開き2ページで掲載する。

イ 原稿の素案の提出は9月末とする。

(5)ホームページ、Twitter、Facebookを活用した情報発信

ア クールチョイスの内容や取り組みをインターネットで広げる手法を検討し、提案すること。

(6)本事業の取り組み内容に係る動画作成

ア 取組内容を動画にして、三木市公式YouTubeで発信する。

イ 本市の取り組み状況の動画を撮影すること。

ウ 撮影した動画及び本市が提供した動画を編集すること。

エ 動画の数量や時間については活動内容に応じてその都度検討すること。

4 その他

その他、本業務内容に記載されていない内容であっても、本事業推進に必要な内容は積極的に検討し提案すること。